岩手県告示第108号

地方独立行政法人法施行細則(平成17年岩手県規則第1号)第9条第1項の規定により、次のとおり地方独立行政法人岩手県工業技術センターの資産を特定する。

令和3年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

建物附属設備

	名 称	所在地	規格	数量	取得予定年月日
往	新生設備	盛岡市北飯岡二丁目4番25号	地方独立行政法人岩手県工業技術センター に備えておく契約書に記載のとおり。	一式	令和3年2月26日